

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年12月2日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間になりましたので、始めたいと思います。

御承知のように、きょうは時間の制限がございまして、8時10分前ぐらいまでには一定の議論を終えたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

では、早速始めますが、最初に資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、検討連絡会議事務局から、配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料1になりますが、「条例に盛り込むべき事項（三者案比較）」になっております。こちらの資料ですが、それぞれ区分ごとに、今まで三者案が提示されました区分A、区分B、区分Eという形で、それぞれ3枚にわたって表記しております。

続きまして、資料2が、「条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台） 区分B：区民の権利と責務」についてのもので、こちらは、前回の検討連絡会議でお示した資料と変わっておりません。

続きまして、資料3、「条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台） 区分A：条例の基本的考え方（総則）」の部分です。こちらのほうは、今回初めて提示させていただく資料になっております。三者から示されている区分Aの部分について、それぞれ出されている目的、基本理念、基本原則、条例の位置づけごとに、それぞれ三者案を並列して記載させていただいたものです。

続きまして、資料4、「条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項」になります。こちら、前回お示しさせていただいた資料に、前回の会議の中身を加えさせていただいたものになっております。こちらの「課題及び決定事項」という記載になっておりますが、今のところ決定事項がございませんので、ここに表記されているものは、会議の場で主に座長のほうから御指摘いただいた三者案に対する指摘事項が、それぞれの項目ごとに表記しております。三者案調整案をつくる際に、こちらのほうも御参考にいただきながら、調整案をまとめていただければというふうに思っております。

続きまして、資料5、検討連絡会議開催概要になります。こちらのほうは、前回の第20回検討連絡会議の開催概要になっております。概要の右側に、「未定稿」と表記させていただいておりますけれども、こちらのほうは、本日、決定を受けましたので、この中身のとおりで決定しております。

配付資料は以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入りたいと思いますが、既におわかりのように、最初にやらなきゃいけないのは、この資料2に示されている「区分B：区民の権利と責務」、これをどういうふうに三者の意見をまとめていくかということが第1点でございます。

それから第2点目は、資料3に示されている「条例の基本的考え方」、このことについてそれぞれ意見を出していただき、調整点を探ることになるかと思っております。

進め方なんですけれども、一応、これまで議論してまいりましたので、残された論点について議論するということは当然でございますけれども、同時に、三者のものを一本にするにはこんなやり方がいいんじゃないか、こういうふうここにこの文字を補ったら、これでいいんじゃないかとか、そういうふうな御提案をいただいて、着地点を探すということになるかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、早速入りたいと思いますが、区民の権利と責務について、資料2、及び、先ほど御紹介がありました資料4で、これまでに出了意見みたいなものが並べられておりますので、これも参照していただきながら議論したいと思っております。

それでは、区民の権利について、こういうふうにしたらどうだろうか、あるいは、ここはどう考えるべきか、いずれでも結構ですので、まず御意見を出していただいて、煮詰めていこうと思っております。

いかがですか。

山田委員 区民の権利ですけれども、三者で共通している項目が幾つかあります。

共通していない点を言いますと、まず我々が出している「政策を提言する権利を有する」ということです。ただ、これについては前回議論があったように、「区政運営に参画する権利」の中に包括されるのではないかというふうな声もあつたし、私も、そういうふうに整理をするという

ことだったら、それはそれでいいんじゃないかというふうに思っています。

それで、それ以外の権利の項目という、区民委員のほうから出された「区民は、安全で安心して暮らす権利」がある、それから「区民は、学ぶ権利を有する」という、その2つだと思うんですね。それで、この「区民は、安全で安心して暮らす権利を有する」ということと、「区民は、学ぶ権利を有する」というのは、区民委員の皆さんでいろいろ議論した結果、出されてきたんだというふうに思いますけれども、どういう経過があって、これが区民の権利として条例に盛り込まれるべきだということになったのか、ごく簡潔で結構ですから、ちょっと教えていただきたいと思います。

高野委員 2回にわたり、この話はやっていまして、ここのところは協力とか協働とかという意味合いも含めて考えたらどうだろうかという話があったんですが、要するに、区民委員の中で、行政に対して要求したいというところが結構強かったのが、第1回目でそんな話がありました。だから、そこで一応、その中でも、じゃ、そのこのところを、ここで1回仮置きしながら、住民参加の仕組みとか、そういうところで再検討するのはどうだろうかという話は、実はしています。

それに対して、第2回目に関しても、やはりこれは、前の部分は「安全で安心な暮らしをする権利を有する」という話から、今、「安全で安心して暮らす権利」ということで、努力規定みたいな形になっているんですが、ここの部分も、やはりもう一回検討してみたら、なかなかもう一回、住民参加の仕組みで再検討しようというところで、一応、ここは仮置きみたいな形になっておりますので、だから、どういう形になるか、ちょっとまだみんなと打ち合わせしていないので、その辺のところはこれからお話を申し上げることができるのではないかと。その中で、安全って何だろうという話が、要するに防災だとか、そういうふうな問題じゃないのかということとか、それから、安心って何という、やっぱり暮らしだとか、そういうふうな部分を含んでいるんじゃないかという話し合いは、ちょっとありました。

山田委員 「安全で安心して暮らす権利を有する」とか、あるいは「区民は、学ぶ権利」があるんだというのは、一般的な権利としてはごくごく当たり前の、もっともな話だというふうに私は思うんですね。

ただ、この盛るべきところ、要するに、今つくろうとしているのは新宿区の自治基本条例であって、ごく一般的な、区民がだれしも持っている これ以外にもいっぱい持っているわけですが、そういう権利を自治基本条例の中に入れる意味合いというのはどのあたりにあるのかなというふうに、私はちょっと違和感を、言うなれば持つんですね。

例えば、これを盛り込まないことによって、区民が自治を発展させていく上で何か支障になるということだったら、それは取り入れなきゃだめだというふうに思いますよね。例えば、情報公開について言うと、自治を考えていく上で最も重要なことだと私は思うんだよね、情報公開というのは、情報公開をきちんとされなければ発言もできないという、そういうことから考えると、要するに、自治基本条例に区民の権利として上げるべき最も重要な権利だというふうに私は思うんです。それが保障されなければ、今は現実に、情報公開条例とかプライバシー保護条例で保障されておりますけれども、保障されなければ、要するに十全な形で住民参加、区民参加が区政の中でできないということになるわけで、そういう点では、私は情報公開だとか、あるいは三者が共同で提案している参加・参画の権利というのは、まさにこの条例にふさわしい区民の権利だというふうに思うんです。

しかし、安心・安全というのは、余りにも漠然としていて、それで、これを盛り込まなければ自治を発展させていく、自治を成熟させていく上で、どういうふうな障害がそもそも生じるのかなというふうに思わざるを得ないわけなんですよ。

それからもう一つは、これは前に座長からお話がありましたけれども、こういう安心・安全の権利を有するということを権利として規定した場合に、それをほかのところできちんと担保する必要があるわけで、保障していく必要があるわけですね。それを盛り込むというのは、やっぱりこの自治基本条例にそもそもふさわしいのかなというふうな思いをせざるを得ないというふうなことで、これから検討されるということですから、どういうふうな結論になるかわかりませんが、私は今の段階でそういうふうに思っています。

辻山座長 ほか、どうですか。

なければ、少し私のほうから整理して御提案しますが、区民の権利として、今のところ3つの権利については、異存なく書き込もうということのようでございます。1つは、知る権利ということ、2つ目は、公共サービスを受ける権利、享受する権利、3つ目は、参加、参画ということ

でございますが、バリエーションがそれぞれあって、知る権利については、一体何を知る権利があるのかということを書き込むというのと、言ってみれば知る権利一般にしているというのとありますが、「情報を知る権利を有する」という書き方、この場合には、じゃ、他人の情報を知る権利もあるのかというような個人情報との問題が出てまいります。そうすると、さらに詳細に「区政に関する情報を知る権利」があるのだというふうに、いわば自治体政府の主権者としての権利をここに書き込もうという、こういう態度と、三者三様ですけれども、これについて、いずれかで着地点をと思いますが、私自身は3番目の「区政に関する情報を」とした場合に、狭くなるかどうかということについて、皆さんのお考えをまとめていただきたいというのが1つであります。

それから、「公共サービスを受ける権利」、あるいは何もなく、サービスを受ける権利と言っていますけれども、サービスを受ける権利一般の場合に、じゃ、キャバクラのサービスも入るのかとかというような話もあって、私たちが今、直面しているのは、恐らく自治体政府を運営していく上での話でしょうから、何らかの「公共サービス」とするか「行政サービス」とするか、定義をきちとした上で、言ってみれば政府及びその周辺で用意されたサービスを確実に享受する権利があると。あるいは、用意させることも含めて、権利があるということはどう表現するか、これは2点目でございます。

3点目は、「参加」でありますけれども、どれもやみくもに参加はないのでありまして、三者とも「区政に参加する」、こういうふうに言っていますが、一つのバリエーションは、「参加」ではなくて「参画」とし、さらに「協働」を加えると、こういう「区政に参画し協働する権利を有する」ということですが、そのバリエーションでどこまで何が広がっているかという問題があります。それから、3番目には「区政運営に」というふうに「運営」を入れるということで、「運営に参画する権利」と、こういう違いがあります。私は、どれに決まっても、うんと困る人はないだろうと思いつつながら、できるだけ、そういう意味では区民たちが広く享受できる権利、あるいは行使できる権利という方向で考えていけばいいだろうと考えております。

そんな整理で、一応、大きくは3つ書くんぞと。それプラスアルファは少し残しておこうということで、議論していただきたいと思いますが、最初を知る権利について、まずやりましょう。これについてはどうですか。どんな表現でなら、一番わかるということになりましょうか。御意見のある方、どうぞ。

これは、私が提案したのでいうと、「区民は、区政に関する情報を知る権利を有する」。あるいは、まだ書き方は決めていませんけれども、「ですます」調だったら、「知る権利を有します」、あるいは「知る権利を持ちます」というような書き方になるのか。これは、ちょっと専門部会の方にお聞きしますけれども、「区政に関する」といった場合の「区政」というのはどのぐらいまで。議会も当然、含むという理解ですよ。

藤牧委員 区の執行機関、それから行政委員会、それから区が関与する財政援助団体、あるいは区議会、こういう意味で、先ほど座長がおっしゃられた、自治体政府とその周辺の提供するサービスですね。あるいは、サービスとは言えなくても、一つの行政行為を行うとか、そういうようなことについての情報を知る権利、そういうふうに考えております。

辻山座長 なるほど。どうでしょうか、大体そんなところでいいですか。一遍置いてみて、並べてみましょうという程度の提案ですけれども。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、そういうことで、一応、記録にとどめて、先へ進みましょうね。

野尻委員 文言の本当に些細なことなんですけれども、「区政に関するあらゆる情報」ですね、そういう「あらゆる」とか、後々、何か修飾語的なものを入れるような方向であればいいかなと思います。

辻山座長 すごいです、それはすごいです。すごいですけれども、行政は縮み上がっていますね。そのたった一言で、天と地ほど違いますから。これを、だから、専門部会のほうでのむということになれば、多分、基本条例始まって以来でしょう、「あらゆる」。

山田委員 いや、私はもともと「あらゆる」というのが、今の説明の中に入っているふうに、そういう理解をしますね。非常に狭くとらえた区政情報じゃないはずなんですよね。区政の情報というのはいろいろありまして、例えば国の動きなんかでも、国から地方にいろいろ説明なんかがあるわけですけれども、それはまさに区政に関する情報だというふうに思うんですよ。そうい

う点では非常に広範囲で、言うならば区政に関するあらゆる情報という、そういうことになるんじゃないかと。

辻山座長 それを表現しますか。それとも、解釈の中で含むということにしておくのか。思い切って「あらゆる」と……どうぞ。

佐原委員 今、「あらゆる」という言葉が出たんですけれども、「あらゆる」というと、すべてということですよ。そうすると、個人情報も入ってくる可能性があるんで、私はこの文言の「区政に関する」というところで、十分すべてのものが入っている感じがします。やっぱり「あらゆる」というと、個人情報まですべて出せというふうに、僕はとられるのではないかと。

野尻委員 「区政に関する」であって、個人にかかわることではないというふうに認識しています。今、行政のほうからお話のありました、こもごも区政に関する、いろいろ出ましたけれども、そういうことだと思っただけです。それを……。

佐原委員 そういう解釈ですが、そういう解釈の上にまた、すべて、「あらゆる」という言葉は要らないような気がするんですよ。押し重ねていくような感じがするんですよ。今、役所のほうが言ったように、区政とは今、そういうものだ。「すべて出します。すべてそういうものです」という説明があったので、あえて頭に、僕は要らないかと思えます。

野尻委員 「あらゆる」というふうに、今、申し上げたもう一つの理由は、前回、私が申し上げたんですけれども、「知る権利を有する」と、この区民のほうからは出してあります。それにつきましては、知る権利は憲法で定められているところで、それに対して、その前に「区政に関する」とか「情報」とかを入れますと、狭めていくと。それは憲法違反であるというふうに教わったものですから、そうでなくて、こうやってどんどん入れられるのであれば、本当にもうすべて、「あらゆる」と思っただけです。それも一つの理由です。

辻山座長 なるほど。憲法論議は、この間もちょっと私は触れましたけれども、判例上では、情報公開条例があって、初めてその住民に知る権利が保障されるというような判決もありますよ、ということは申しあげましたね。知る権利一般は、今、憲法では何で議論しているんでしょうか、幸福追求権か何かかな。何かそういうふうな、「知る権利」という文言はないので、これまで語られてきた諸権利の中のどこかに含まれているという展開をするわけですよ。それは、知る権利一般だと思えます、確かに。

しかし、そこで「区政に関する」とかと言うと、もうずっと絞られちゃうぞという、それは何か前提が広過ぎるような気もしないではないですよ。確かに絞っているんですけれども、その絞っている範囲が合理的な範囲かどうかということ、ちょっと議論していただきたいのと、「あらゆる」とつけるというのは、一切隠しちゃダメよという、一種の宣言みたいなものという効果があって、私は、そういう文言上の効果は十分あるなというふうには思っていますが、問題は弊害になるかどうかなんです。それで図ればよい。

久保委員 僕は、「あらゆる」というのはすばらしいと思うんですが、ただ、「あらゆる」というのは、例外を一切認めないということになるのであろうと思うんですが、そういうことを一つ一つ考えると、まず「あらゆる」という言葉の意味を、みんな、どういうふうにとるのか合意しないと、簡単に修飾語をつけることは、非常に危険だという。僕は、反対しているんじゃないで、「あらゆる」という言葉を、一人ひとり違うふうにとるだろうと。「例外は一切認めないんだ」ととると、「必ずしも、例外というのはどんな場合もあるもので、それまであらゆると言っていいのか」とか、いろいろあると思う。でも、「あらゆる」をみんな「こういう意味だ」というふうに合意するんだったら、僕はいいとは思っているんですけれど。

山田委員 私がさっき言ったように、そもそも公共、「区政に関する情報」というのは、あらゆる情報が前提だというふうに思っていますから、「あらゆる」という言葉を入れるのが適当かどうかということは、ちょっと疑問としては残ります。一番気になるのは、ここに「あらゆる」という情報 私は反対じゃないですよ。反対じゃない、入れてももちろんいいんだけど、じゃ、これから検討する条文の中に、そういう文言を入れなきゃダメですよ、入れるべきところには。「あらゆる」とか「すべて」とか何とかかんとかという、そういうのを入れなきゃダメだというふうに思っただけです。だから、そういうふうな条文のつくり方との整合性をどうするか

ということがあるんじゃないでしょうか。

あざみ委員 さっき、憲法違反云々というお話があったんですけども、「知る権利を有する」という、憲法にどういうふう書いてあるかはあれですけども、「国民は、知る権利を有する」ということですね、要するに。ここで言っているのは、新宿区自治基本条例の範囲の中の、区民が何を知る権利があるのかということを書き込むところなので、私はそれが「情報」とか「区政に関する」が入ったからといって、国民としての知る権利を狭めるという解釈にはならないのかなというふうに思ったんです。あくまでも条例の中での規定、憲法違反とはちょっと違うのかなと思いますけれども。

高野委員 山田委員と、あざみ委員の話で、私たちは、まず「区民」という定義に関しても、この「区民」というのは、実際考えてこの範囲でいいのかと、知る権利の範囲が区民だけでいいのかという話し合いをしたり、ここをもうちょっと詰めて話をしなきゃいけないだろうということをしています。

それからもう一つ、知る権利ということのそちらのほうは、結局、今、自分たちでワークショップをやったときに、4つの班が全部違う見解があって、それはどういうことかということ、1つは、議会、行政が保有する情報を知る権利があるということと、それから個人情報等、特別なものを除き、すべての情報を共有できると。あと、区政運営の情報を知る権利がある。それから、知る権利ということで、情報公開を受ける権利があると、こういうふうなとらえ方をしているものですから、余りにも多岐にわたっていますので、ここで落とすところではないんですけども、一応そんな、こことこれとこれとかと言って、そうしたら、その中には項目をいっぱい入れていかなきゃいけないだろうと。だから、それはその部分で、じゃ、解釈するとしたら、先ほど来の、要するに知る権利という部分に関しては、そんなに範囲を小さくすることではなくて、これでいいのかというのが結論的になって、こういう知る権利ということになったという状況であります。

辻山座長 なるほど。確かに、すごくいろいろな知る権利があるんですね、今の表現でいうと。

どうでしょうか。今、そういう御意見もありましたけれども、1つ大きく出されたのは、諸外国の情報公開法などが持っている「何人も」という、国が違おうが何であろうが知る権利を保障するというような、慣例といいましょうか、傾向がありますね。今、あざみ委員が言われたように、これは条例で新宿区の政府と区民との関係を定めるものだから、条例の原理として「何人」にはなりにくいという趣旨だとは思われますけれども、そこをどうする……（「違うんですね、そこが」「そこを、だからもっと話をしていかなきゃいけない」と呼ぶ者あり）その問題でありますけれども、当面は、まずここで、「区民の権利」というところで扱っておこうということにしておきましょうね。

久保委員 やはり、座長も「大変な」と言われたように、「あらゆる」という問題は、やはり出た以上、一定の議論を終着駅まで持っていかないと移っちゃうというのは、僕は時間がもったいないと思うんです。だから言わせてもらいますけれども、「あらゆる公共サービスを受ける権利」、山田委員は「あらゆる」というのをつけなくても、「公共サービスを受ける権利」というときに「あらゆる」というのが前提であって、もう内面的に入っているんだという意見だと思うんですね。それは、僕が必ずしも賛同できないのは、例えば行政側の（2）にある「区政運営に参画する権利」、それもそういうふうにとっていいのか。ここに、「あらゆる区政運営に参画する権利」とつけた場合と、ただ「区政運営に参画する権利」というのは、おのずから違ってくるし、区政運営には「あらゆる」ということをつけたら、やっぱり僕はまずいと思っています。長の権限とか、いろいろなものがあるわけですから、それがあって存立する区政ですから、だから、区政運営に「あらゆる」をつけてはいけないと思うだけに、「あらゆる公共サービス」という言葉を使うことに意味があるんだと思って、これは議会側の小委員会ちゃんと議論してまとめなきゃいけないとは思っているんですけど。（「公共サービスにはつけていいんですか」「今、情報の話をしていますけど」と呼ぶ者あり）

辻山座長 うん、そう。

久保委員 僕が言ったのは、区政運営というのを持ち上げたときに、ここにも「あらゆる」をつけていいのかどうかということで、それでは「公共サービス」につけていいかどうかという場合

に、僕はあえてつけるべきだということを、一応、今の時点では思っています。

辻山座長 なるほど。意見を言わせていただくと、山田委員が言われたように、「区政に関する情報」というものに制限はつけられていないという理解なんだと。これは、「あらゆる」とつきますと、実はこれ、情報公開条例を持っていて、基本条例ができていくから、基本条例に情報公開条例を合わせなければいけませんね。そのときに、「あらゆる」という公開条例はつくれないんですよ、必ず例外がありますので。ですから、そのことを含みとして「区政に関する情報」と言って、特に合意に基づいて制限されない、あるいは他の法律、条例によって制限されないものはすべてというふうに読むんだという理解が、割りかし穏当じゃないかなという気がしているのですね。

例えば、今、裁判で問題になっているのは、だれが私の住民票を閲覧したかという情報を公開しろと言った場合に、これは個人情報の開示になるのかどうかという、一方、請求している人は「情報公開だろう」というふうに言っていて、非常に難しい問題になっていますね。

久保委員 「あらゆる公共サービスを受ける権利」という場合に……

辻山座長 公共サービスでは、まだ「あらゆる」というのは……

久保委員 事態が進んでいって、国家なりが国民を宇宙の一定のところ、月に連れていくというサービスが出るかもしれない。しかし、それは莫大なお金と人数に限られる。僕は、例外の公共サービスになるだろうと思う。これも含めて「あらゆる」と呼ぶのかという意味で、僕は「あらゆる」の意志統一ができるのなら、あえて「あらゆる」をつけておくべきだと。学ぶ権利、それから安全で安心して暮らす権利というのが、全部入ってくるわけです。あるいは、景観を楽しむ権利だって必要なわけですが、そういうのは一つ一つ入れていったら、もう大変ですよ。10個も20個もつくらなきゃならないから、山田委員が、学ぶ権利や安心・安全というのでやっていったら、本当に10個ぐらいやったって、まだ間に合わなくなる。それだったら、「あらゆる公共サービス」という中で、一つ一つ開けていくと、学ぶ権利もあるし、安心・安全の権利もあるというような形になっていくのではないのかなと思って、ちょっと言わせてもらって、まだ僕自身、結論づけていないんです。

辻山座長 ということは、2番目の「公共サービスを受ける権利」に、「あらゆる」をつけるべきだという、今、御主張をされましたか。

久保委員 そして、「あらゆる」には、みんなが合意する「あらゆる」をきちっと考えるべきだと。どこかに例外が絶対あるでしょう。そうすると、例外を一切認めない「あらゆる」というのだったら、僕としても一歩引きますよ。

辻山座長 それは怖いんです。ええ、それは怖いんですね。

野尻委員 情報につきましては、「区政に関するあらゆる情報」というのが、「あらゆる」という文言につきましては、今、御説明いただきましたので、内在するといえますか、例外を除くと、よくよくわかりました。ですから、「あらゆる」というのはつけないほうがいいと思います。

辻山座長 大変前向きな議論をしていただいて、ありがとうございます。

ということで、一応、ここまでの議論では、「区民は、区政に関する情報を知る権利」 ちょっと長いかな。「区政に関する」……これは、もしかすると立法の形式によるかもしれませんが、「区民は、以下に掲げる権利を有する」というふうにておいて、「1、何々」というふうに体言どめでやる可能性がありますので、そういうことを含めて、「区政に関する情報を知る権利」というふうにしておきましょう。

それから2番目に、公共サービスの享受権というようなことですがけれども、これについてはどうでしょうか。

宿題として、公共サービスって何なんだ、ということをやらなきゃいけないんですけれども、これはだれもまだちゃんとした定義なんかしていないので、例えば、今考えられているのは、政府が直接に供給するサービス、それから政府がサービスを買い上げて、その購入権だけを住民に配布する、例えば介護サービスを全部一遍、介護保険サービスで買い上げて、介護を受ける権利

を何級の方たちとかという方たちに与えて、提供するの政府であろうが民間であろうがよいというようなサービス、これも多分、入るだろう。問題なのは、NPOと言われる方やボランティアな組織の方が、自分たちで発意してサービスをつくり供給している場合に、これを公共サービスと言うかどうかという問題。それともう一つは、僕たちが今使っている電気のように、民間から買い入れているんだけど、高い公共性を持っていて、例えば料金だとかさまざまなことで、政府も何らかの公的介入を余儀なくされている、そういうサービスも入れて公共サービスと言うか。そこら辺のことが、広がりの中での議論ということになりましようけれども、これはやはりここで厳密にしておかないとだめかなというのがあります。つまり、民間同士でボランティアな人たちがサービスしているのを、時に自治体政府がそこにお金を投入して、そのサービスを買上げるといようなことをやった場合には、多分、公共サービスというふうには呼ばざるを得ないだろうといようなこともありますので、どうですかね、表現として「公共サービスを受ける権利」というのでは、余りにもあいまいでしょうかといようなことがあると思うのですが、これはいかがですかね。行政の案にはないのですが、これは特別な意味があつてのことですか。

藤牧委員 これは、もちろんそういう権利は当然あるという前提なんですけど、自治基本条例という、そういう枠の中で、先ほど山田委員が御指摘なされたような考え方で整理すると、知る権利とか参画とかといふふうに、やっぱりこれはもう絶対に保障しなければいけない権利だといふふうに考えた次第です。

公共サービスについては、専門部会の中で、特にこれについていろいろと議論したということはないんですが、公共サービス基本法というのが今年の5月に制定されて、そこには国とか地方公共団体、あるいは独立行政法人も含まれるんですが、そこで特定の者に金銭その他の物の給付、役務の提供とか、それから規制とか監督とか、助成とか広報とか公共施設の整備をやることによって、公共の利益の増進に資する行為と、こういうものを公共サービスといふふうに、定義は一定されているようでございます。

辻山座長 ちょっとそこに六法があるから、あれはどうでしたっけ。第10条の……

藤牧委員 自治法。

辻山座長 自治法の。あれは、サービスが……

藤牧委員 自治法は、「公共サービス」という言い方ではなくて、地方自治法の第10条に、住民の意義及び権利義務というのがありまして、第1項には、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」というのが、住民の意義と言っていますね。それから第2項で、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と、こういうような書き方になっています。

辻山座長 「ひとしく」、「役務」ね、古いな。やっぱりだめだな。

藤牧委員 ええ。いろいろ、ちょっと時代もあろうかと思えますけれども。

辻山座長 うん、「役務」……。でも、聞いてみると、結構重たい期待になっているんですね。「ひとしく」というのが入っているといふところがね。

藤牧委員 それで、「負担を分任する」といふ。

辻山座長 どうですか。これは、「役務」は何かつらいなといふのがありますので、「公共サービスを受ける権利」、「サービスを受ける権利」といふのには、何か含意があるんですか。

佐原委員 ちょっと、今、お話を聞いてあれですが、自治法では住民といふのは、やっぱり住民の「ひとしく受ける権利」ですよ。我々は、この基本条例で、区民といふ定義そのものが、まだ住民と決まっていなくて、恐らく区民といふ定義が決まれば、この公共サービスの種類も、僕はおのずから変わってくると思うんです。住んでいる人と、働いている人、学んでいる人のサービスの内容が当然違うわけですから、公共サービスを受ける、受けられるものは受けられると。

それから、住民以外の人たちのサービスも、その中に含まれているというように僕は解釈していくわけです。だから、「公共サービス」でよいのではと思います。

辻山座長 なるほど。

山田委員 議会のほうの案では、「サービスを楽しむ権利」ということで、「公共」というのが入っていないわけですがけれども、公共以外のサービスを我々が受けられる権利というのではないわけで、要するに、前提として公共サービスだということですから、あえて、よく見ると入っていなかったんですけれども、恐らく入れてももちろんいいんじゃないかと。

辻山座長 入っていてもいいと。

じゃ、一応、そういうことでメモっていいですか。（「入っていてもいいと」「議会も、ここに入っていないけど、当然入っているつもりで私たちは決めたんですと」「もう内容は一緒なわけだからね」「いいんですよ。入っていてもいいですよ」「入っていればいいんでしょう。だから、僕は「あらゆる」が入っていてもいいという解釈で、それはまた違うか」「それはまた違う感覚でしょうね」と呼ぶ者あり）

それは、区民、住民のかかわりでやりますか。

高野委員 そうですね。区民サイドにおいては、その部分で、当初、「行政サービス」という話をしていました。行政サービスは、オーバル、楕円をかいて、この部分だよ、というところの話がわかって、だったら公共サービスということで大枠の部分を考えようじゃないか、というふう考えた。それは、あくまでも権利であって、じゃ、その役割として、これから自分たちはサービスの担い手として担わなきゃいけないだろうと。そうしたら、じゃ、それに対しての権利なんだから、それは当然、権利と役割ということでのとらえ方で、それをコミュニティ形成するところに参加していく役割があるよというところを、後の項目で入れようね、という話になったと。

辻山座長 なるほど。

どうしようかな。1つだけ引っかかるのは、先ほど区民と住民の定義のところという話もございましたけれども、この公共サービスが、例えば生活保障の給付だとか、さまざまなサービスが、それこそ助成とか奨励とか補助とかを得られるというときに、住所を有しない住民、区民にも、それが権利として保障されるかどうかということが、具体的にはぶつかってくるわけですね。そして、残念ながら、現在の法体系といえましょうか、実際の実務の上では、やはりそこに一定の線を引かざるを得ないということになっていると。それを含めて、区民というのを、住み、働き、そして活動している人たちというようなことにして、これを区民の権利と言うと、よそから働きに来ている人も同じような福祉のサービスが提供されなければならないですよということになりはしないかと、その心配をちょっとしているんですね。それはどうでしょうか。

かといって、ここだけ「区内に住所を有する区民は、公共サービスをひとしく受ける権利を有する」なんて、格好悪過ぎますよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ええ。

というようなこともありますので、これは、だから、もう少し定義のところも含めてペンディングという形で、しかし、残し方としては、「公共サービスを受ける権利」という形でまとめよう。

3番目に、参画、参加のところですがけれども、これも三者三様でありまして、最もシンプルなのが、恐らく区民案だというふうに思いますが、「区政に参加する権利を有する」。これに対して、「参画し協働する」というふうに「協働」までウイングをちょっと広げているという、これは議会案。行政の場合には、「区政運営に参画する」ということでございますけれども、これをうまくこき交せて一本にしてくれと言われても、私もちょっといい案が浮かびませんので、かなりどこかが妥協しないとだめかもしれません。

最初に、まず、じゃ、議会案がねらっているといえましょうか、少し広げようと、参画だけじゃなくて協働のところまで書き込もうというふうに思っているようですが、これはいかがですか。何か。

加賀美委員 参画だけじゃなく「協働する権利」といったときに、じゃ、その「協働させてくれ」というのを具体的な権利として認めるかどうか、そのところをどういうふうに考えているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

辻山座長 どうですか。

根本委員 それは、逆の意味で、行政側が協働するんですよ、ということじゃなくて、区民の側に協働する権利があるということを主張しようということなんです。そういう意味で入れたんです。

加賀美委員 協働と言うからには、行政とNPO等の民間の団体が一緒になってやっていこうという、それが協働ですから、片一方が他方に対して一方的に一緒にやろうと、それを実現するものじゃなくて、双方でそれは合意の下でやっていくと。その前提としての権利ということまでにとどめるといふ意味であれば、一応、理解はできるんですけども、協働することが必ず実現できるような請求権的なものを付与するものではないという、そういう御理解でよろしいですか。

根本委員 協働する権利はあるけれども、協働する義務はないというふうに理解してもらった方がいいと思うんですよ。区民の側に立ってですよ。（「今、でも、行政の場合のことを聞いているんでしょ。行政も義務は発生しないのかということですよ」「行政側に義務が発生しないかどうかということですよ」「権利があれば発生するよ」と呼ぶ者あり）区民の側が「協働する権利を有する」といったときに、仮に区民側が協働を申し出た場合に、義務は発生しないのかということ。（「うん」と呼ぶ者あり）そこはどうなんですか、発生する……

山田委員 それは、発生しようがないんじゃないですか。要するに、協働というのは、お互いにお互いの意思で話し合いをして、それぞれの立場を尊重してやるというのが協働ですから、片方が、私が行政に対して「協働しましょう」と言ったって、あなた方が「だめだ」と言ったら、それはそれでおしまいのお話で、何の義務も生じないよ。

加賀美委員 協働を要求するまでの権利という、そういう意味ですね。

山田委員 そうそうそう。

根本委員 そこは、議会の中でも、今、議論しているところもあるわけですよ。そこまで書き込むのかどうするかということで。だから、協働というときには、対等な関係でということをお前提にしてということなんです。そこをきちんと、ある意味では議会サイドが区民のサイドから見て対等な関係で行政と、意思決定に基づいて作業するというか、行動するということであって、行政の側から「協働する権利を有する」という話……（「応諾義務があるかどうかということですよ」と呼ぶ者あり）行政の側が。（「そうです」「ない」「そこまではないですよ」「いや、それはないよ」「でも、取捨選択する義務は、あれ、あるわけでしょう」「取捨選択する権利はあるということですよ」「そういうことですよ」と呼び、その他発言する者多し）

高野委員 仲裁じゃないんですけども、区民検討会議のほうに関しては、そこは悩ましいので、だから、協働だとか参画、この辺の部分はまだ定義づけしていないんですね。そのために、今、お示ししている「参加」という中に、いわゆる「参画」という言葉とか、あるいは「協働」とかというものを包含した考え方で、何か定義できないんだろうかというところで、今、その「参加」という部分に関して、今回は、区民サイドのほうには出していると。そうすると、今、じゃ、権利なのかどうなのかとって、例えば、参加から個人的に入っていて、何か意見を申し上げるには、個人じゃだめだから団体に入りますよね。団体に入ると、それが今度、協働になったりとか参画になりますよね。

そうすると、その辺の段階から考えていくと、どうも今ここで定義して、ああでもないとするよりは、もうちょっと先に行って、本当の参加、参画と協働という部分を、どういう形でみんな考えていくかというところに時間を割いていったほうがいいのではないかなというふうに感じています。

辻山座長 なるほど。

あざみ委員 根本委員長も言ったように、この「協働」とか「参画」とか「参加」とかという言葉は、今、議会でも議論中なんですね。もう議論を相当しても、なかなか一致しない部分になっ

ていまして、私は、今、高野委員が言ったような主張をしている側なので、本当にそのとおりで、ただ、言葉の解釈というのは、いろいろ私たちも辞典を、事務局に調べてもらったり、定義づけをいろいろ調べたりもしているんですけども、そういう状況なので、私は今の議論を聞いていても、やっぱり落ちつくところは、高野委員のおっしゃったようなところなのかなと思います。

辻山座長 いずれにしても、基本条例ができて、そうすると「参加の権利」と書いてあれば、じゃ、どんなふうに参加できるのかということについて、参加に関する条例をつくらなきゃいけないわけで、そうすると、その参加の中に、参画の場面とか、あるいは協働していく場面とかというのが個別条例で書かれてもいいんだというような含みはあると思います。

いかにも、今、協働というのは、実は再来週の日曜日に、日本で初めて協働政策学会という学会が立ち上がるんです。それは、協働という概念がいかにもあいまいで多義的で、使う人の使い勝手よく使われているという批判があって、それに対してきちっとした定義と理論を持とうというような意欲の方たちが集まると聞いていますので、そういう意味では、ちょっとまだふわふわと掴みどころのない状況なので、私たちがここで断固定義して、乗り越えていかなきゃいかぬというほどではないかなという気はしているんですけどね。

加賀美委員 権利と言ったときに、いわゆる具体的な権利なのか、あるいは抽象的な権利なのか。前者であるとすれば、立法的、条例等でそれはちゃんと義務づけが、多分出てくと思うんですよ。ところが、抽象的な権利ということであれば、立法の裁量がかなり広く働くのかなと。そういう意味で、権利と一言で言っても、その性質、内容がおのずと違ってくことが前提で許されるとすれば、協働の権利と言っても、別にそれが悪くはないと思うんですが、そこら辺の権利と言ったときの意味づけが、どうもあいまいな気がするんですよ、区民、国民の権利と言ったときに。そこら辺は、どういうふう整理すればよろしいのでしょうか。

辻山座長 「権利」と書いた以上は、政府はそれを保障する責任を負いますから、保障されなければ訴訟ということになりますよね。

加賀美委員 例えば、憲法上だと、憲法第25条のような権利、あれはいわゆる抽象的な権利、あるいは一昔前はプログラム権利と言っていて、あれは立法裁量がかなり広く働くような部分ですよ。ですから、それと全部同じ、同一レベルで論じていいかどうかというのが、ちょっとこの権利といったときに、違いがあるのかなのか、例えば全部同一に考えなければいけないのか、そこら辺の整理をすべきなのかということころは、ちょっとよくわからないんですが。

辻山座長 それは、結構、参加されている議会の方たちも、行政も含めて、やはり腹をくくっておかないと、「権利」と書いた以上は、いずれ個別条例をつくって、具体的な作用と権利などを保障する具体的な作用法をつくらなきゃいけないということに、国の憲法と法律の関係でいえば、そうなりますという。

加賀美委員 だとすれば、ここで権利と言うからには、相当やはり精査していく必要があるのかなというような感じはします。

辻山座長 はい。それは、さっき、ちょっと区民委員のほうから出てきていた安全・安心の権利とかということもかかわって、「権利」と書いた以上は、私は個別条例がなければ、基本条例を直接、盾にして訴えるというようなことは、なかなか難しいだろうとは思いますが、安心して暮らす権利を保障されているじゃないかというようなことには、やっぱり理屈上はなるということですね。

山田委員 その場合は、具体化する条例等がない場合に、条例の不作为というのが争われるわけですね。

辻山座長 はい。

山田委員 そうすると、それは議会のほうも、当然、争われるわけですよ。

辻山座長 あり得ると思います、はい。

久保委員 いやいや、当然、そういうふうな流れになっていくんだというふうに思うんですよ。私は、この区民の権利とか義務というのは、その意味づけを含めて、このわずかな条例の条文の中で具体化するというのは不可能だと思うんですね。したがって、どうしても抽象的にならざるを得ない。

しかし、それをきちんと受けとめる関連条例がなければだめだと。要するに、知る権利だってそうでしょう。情報公開条例があるし、プライバシー保護条例があるから、そこで受けとめるという形になっているわけでしょう。公共サービスを受ける、あるいはそのほかの参画、協働も、やっぱりそれをきちんと受けとめる関連条例をつくらなきゃだめだというふうに思っています。

辻山座長 そういうことが、言ってみれば高い規範としての基本条例と、そこで宣言されたことは、下位の条例で実現していく具体化条例が必要になるぞというような了解のもとに、この基本条例はどの辺くらいまで細かく書くかというふうなことを考えていくことになりましてけれども、そういう意味では、一つの提案は、先ほどの高野委員からの提案で、「区政に参加する権利」というふうに書いておいて、その中に参画というニュアンスと、それから協働のニュアンスも含めて、そう書いたらどうかと。具体化条例の中でそれをどう活かすかというふうに、言ってみれば個別規定への送りということによってどうかというようなことをごさいますけれども、どうでしょうか。

久保委員 行政側に1点だけ伺いたいんですけども、区民も議会も、「参加する」、「参画」は別であっても、「区政」という言葉で説いています。行政は「区政運営」という言葉を使って、意味は議会や区民と同じことを意味しているだけで、「運営」が入っているけれども、取っても同じなんだという意味なのか、「区政に参加する権利」と「区政運営に参加する権利」というのは、おのずから違うんだと思っていらっしゃるのか、どっちなのかだけお伺いしておきたいんですけども。

辻山座長 どうでしょうか。

藤牧委員 専門部会で、区政とはこういうものを指して、区政運営とはこういうものを指すという、厳密な意味での定義づけのようなことはないんです。ただ、私たちの中で議論した流れの中で、先ほど「区政に関する情報」といった場合の「区政」というのは、例えば執行機関であるとか行政委員会であるとか議会であるとかという、そういう一つの存在というんですか、そういうようなものを指し示していて、それでこの自治というのが、地方政府を区民が主権者になってどうやってコントロールしていかうかという、そういうような仕組みであったとしたら、むしろその存在をどういうふうに運用していくかというような意味合いを付加して、そういう意味合いを含めて「運営」というのをここで使っているというふうに考えています。

久保委員 1点だけ。僕は、お話を聞くと、すごく深く考えているんだなと思って感心するんですが、ただ、感じは、区政運営ということだけで参加するというと、何か「運営」が入ることによって技術的な面だけにしか考えられないので、何かすんとこないというので、僕は、結論は出ないんですよ。

藤牧委員 確かに、おっしゃられるように、私たちの専門部会の中でも、いろいろな使い方をしているんですね、「区政」と言ったり「区」と言ったり、「区政運営」と言ったり「区政に関する」と言ったりという。そういうところが、今後、今御指摘いただいたような議論の中で、確かにおっしゃられるように、「運営」とつくると何かすごく狭い範囲で、むしろ、そういう運営も含めた、先ほど言ったように存在だけじゃなくて、その仕組みとか運営的な意味での、運用と書いていいんでしょうか、そういうものも含めた区政ということでとらえていくという基本的な了解に立つのであれば、私ももこのところで、そういうことでこの「区政」というのが、この用語の定義というんでしょうか、そういうものが、わざわざこの条例上に定義する必要はないと思うんですが、共通理解に立てば、それはあえてどうしても「運営」を入れなきゃいけないという、そういうものではありません。

小松委員 先ほどの参加、参画、協働に戻りますけれども、私も高野委員のお話をいろいろ伺っていて、なるほどと。よくよく考えて、いろいろな区民の方がいらっしゃいますから、「そんなところに踏み込まれたくないよ」という人も、今、現にいらっしゃるという状況を考えて、余り

狭義にしないで、こういった「区政に参加する権利を有する」というところに区民委員の方々は至ったんだなということ、これは「協働」ということを、私たち、いろいろ考えて入れてきたんですけれども、先ほどの専門委員のほうからも指摘があったように、そういった協働するというのを、今度、じゃ、行政側はそこのところをどのように受けとめていくかという、いろいろ困難なことが確かにありますよね。ということで、また小委員会で、ここのところは少し……

辻山座長 うん、最終までにね。

小松委員 ええ、考えていかないといけないなと思いました。

斉藤委員 協働のことなんですけれども、これは町会連合会としての立場なんですけれども、「何で税金を払って一緒に協働しなくちゃいけないんだ」という人もいるわけですよ。「任せているんだから、ちゃんとやってくれよ」と。それと、例えばこの協働で「権利を有する」にした場合に、権利を拒否することもできるのかどうか。例えば、「このことに関しては、我々は別に協働はしたくないよ」と、それは大丈夫なんです。

辻山座長 うん。権利の中に含まれると思います。

斉藤委員 そうですよね。そうすると、自由に選んで、「ここは協働しましょう」とか「ここはもう勝手にやってくれ」とかということも、可能なことと考えていいわけですね、権利の中には。

辻山座長 そうです。

斉藤委員 ありがとうございます。

辻山座長 それは、そうじゃなければ、権利の中に、今、義務も一緒についているかなと一瞬思いましたけれども、それはやっぱりそういうことだと思いますね。

根本委員 議論の途中だということで、今、区民委員の皆さんからの意見を、また我々も持ち帰って検討するというのは何でかという、参加、参画、協働というところで2巡目の議論をやっているわけですが、参加の中に参画、協働も含まれるんじゃないかということと、それから歴史的に言えば、例えば対話と参加とかということで、政策形成過程に入らない、政策決定に対して区民が参加していくというのを超えて、歴史的に政策形成過程に区民も参加してきているのを「参画」というふうに言っているんじゃないかという議論とか、それから、今みたいな話なんです。圧倒的に多いのは、それは何か行政の下請機関みたいにいいように使われるんじゃないかということ、しかし、それを超えて対等な関係、政策形成過程にももちろん参画していくし、それを受けて、イコール、パートナーシップとして、行政と区民なり議会なりが一緒になって物事をつくっていくということを、我々はそれをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと。そこができていないから、何となくおれたちは役人の使いっ走り、新たなそういうコミュニティなり自治なりをつくっていくことが必要んじゃないかという、こういう議論もいろいろやりながら、参画と協働と踏み込んでいる。だから、もちろんそうじゃなくて、今のような、したがって、そこはまだまだ確定していないから、じゃ、「参加」でそれをまとめておいて、今後の検討課題にすればいいんじゃないかという議論はあるんですが、一応、議会側が出してきたのはそうやって踏み出そうということで、これは1巡目のときの議論で出している。

久保委員 1点、先生に教えてもらいたんですけれども、参画、参加、協働で、もう本当に悩んでやってきたんですが、それで今まで出ている自治基本条例をずっと見ると、大半が「参画」という言葉を使っているように思えてならないんです。そして、これは「参画」が、もうはやり言葉になっているんだなと思って、そうすると、参画や協働も含めた広い意味で「参加」と言うこともあり得るわけで、「参加」という言葉にしちゃう。そういう意味で使ったらいいんだけれども、とにかく「参加」という言葉が、新しく出てきた「参画」ということを考えたら、「参加」って後退している、あるいは、参画、協働等を含めて、それで逆に「参加」という言葉が新しい意味で前進している言葉だと、どっちにとったほうがいいんでしょうか。

辻山座長 いや、考慮すべきは、その「参画の権利」と書いてある基本条例はたくさんあります

けれども、そのような自治体で、ちゃんと市民参画の条例をつくって、「こういう場合に加わる、意見を述べる権利がありますよ」と、きっちり汲み上げているところなんかいいですよ。そっちが勝負だと思っているんですね。

久保委員 新しい言葉に飛びついているんですか。

辻山座長 ええ。それは、もう「参加」だって、もともと日本語で言うと、「ちょっと参れ」という「参れ」ですから、「嫌だ」という人もいます。これは余談でした。

野尻委員 地区協議会の会則は、ほとんど「参画」なんですね。それで、この区民のための条例ということになりますと、やはりもっと広いとらえ方で「参画」よりも「参加」と、区民検討会議のほうでは押さえたような気がします。

それで、地域の自治を担う意味としては、既にもう協働ということは、なくてはならないことで、実際に実現といいますか、実行しているんですね。だから、今さらその権利と言われても、非常にやりにくいといいますか……。ですから、「協働」という言葉が、ちょっとわかりにくいこともありますけれども、もうちょっとわかりやすい言葉で言えばいいのかもしれませんが、もう既にしていることを今さらということもありますし、その「参加」の中に先ほどの高野委員の説明のように入ってくると、それが当然だと思います。

辻山座長 なるほど。そういう意味では、まさにその下位条例をどういうふうに構築していくか、これは議会だけに任されている話ではありませんので、区民のほうもしっかり提案していかないと、骨抜き参画条例とかができてくる可能性がありますので。

それと、もう一つは「協働」のところも、この区民の権利ということだけで議論しなくても、例えば区との関係、区と区民との関係とかということに、例えば提案制度を入れましょうとかという中で協働のあり方を論じるとかという工夫もあるかなという気もしていますので、時間もあれですから、おおむね大まかに言えば、「区政に参加する権利」というふうに記録しておこうということにして、そうすると、一応、区民の三大権利のようなものが、ここで大体出そろいました。そのほかに加えるべきものというものがあれば、先ほどの2つと政策の提言、それから「安全で安心」、「学ぶ権利」については、少しペンディングということにしていますが、そのほか、もっとこれが必要ではないかというようなものがあれば、ちょっと伺っておきましょうか。

山田委員 ちょっと前に戻って、3つ目の参加する権利ですけれども、私は、久保委員が指摘されたような、そういう思いがあるんですね。「参加」という言葉がもともとあって、「参加」という範疇におさまらない、そういう概念として「参画」というのが出てきているはずなんですよ。「参画」の定義は、必ずしもはっきりしませんけれども、少なくとも、要するにより積極的な形で行政の一緒決定に参加するという、そういう意味合いがあるわけですよ。そういう状況を受けて、ほとんど多くの自治体ですけれども、「参画する権利を」ということを言っているわけです。

したがって、「参加する権利」というのに、私は異論はありませんけれども、そうだとするならば、要するにきちんと関連する条例で、参画とか協働とかを含めた、そういうものを整理するんだと。でなければ、何かこれだけ見ると後退しているような、そういう印象を持たれかねませんから、そういうことだということに理解していいんだということに思いますけれども。

辻山座長 ええ、それはそれでいいんでしょう、高野さんのほうも。ちゃんと下位条例でやるということの含みだと。しかし、そのときは、もう水準をちゃんとやるんだぞと。

高野委員 けんかを売るわけじゃないんですけれども、要するに、協働といいながら、行政は行政のポジションがある。区民サイドのポジションがなく協働だという話が、今まで自分たちが受けてきたという感覚の方がいらっしやるわけです。

そうすると、結局、悩ましいのが、「協働」という言葉に対して、前にも区民サイドのお示したように、「対等な立場」というところは、これはどうしても引きたくないという部分がありまして、結局、国と地方公共団体は、「対等」という言葉でパートナーシップというふうな流れになってきていますけれども、そうすると、今度、基礎自治体の新宿区と区民サイドのところが対等でないというふうな解釈がまだ根強いもので、その辺の部分をどういう形で切り崩していくかということが、一番悩ましいところなんですね。その部分を、だから、さっきの「知る権

利」も、例えば行政も議会も知っているのに、聞きに行ったら「いやいや、わかりません」と絶対言うだろうと。だから、それに対してすべて教えるというふうな形がどうしても出てきてしまうと。そうすると、じゃ、無手勝かという、そうではない。じゃ、やっぱりそれだけの本当に真摯な形で、お互いが「ここまで出せるけど、こうですか」というふうな話であれば、そうすると区民サイドに関して、やっぱりその部分はそうかということが見えてくるというふうなことを、だから、今もその部分は拭えないということをお示ししたいと思いました。

辻山座長 私の感覚からはかなり遠くて、つまり、私は協働論ではやっている「対等な立場で」という、この「対等」だけはやめろと言っているんです。なぜならば、政府自体を住民がつくって、そこに職員を雇っているわけですから、どんなに世の中がひどくなっても対等にはなれないんだ、住民がその主人公なんだということですので、対等じゃないと言っているんですけれども、今おっしゃったのは、もっともっと深い逆転現象が起きているぞという。

高野委員 今、先生がしていただいたお話も、実は「主権なんだからこっちのほうが偉いのに、何で平等になるんだ」という話も、アドバイザーのほうから伺っておりますので、今のお話は、みんな理解しております。

辻山座長 なるほど。そういうニュアンスを意識すると、時々「あらゆる」とか、言いなりになりがちだよということは、十分、百も承知の上でということでした。いいですかね。

ただ、参加から参画へ前進したんだという理解は、私は実はとってなくて、ここでは論争しませんが、実は「参加」という言葉が一時期、使われたんだけれども、何も実質化しないうちに手あかにまみれてしまって、新しい言葉が必要だったというのが、多分、男女共同のときあたりの議論なのではないかなという感じがして、乗り越えたというふうには、実は思っていないのですよ。またそれは、機会があれば、ぜひ議論させていて。

そんなことで、一応、きょうの段階では、区分Bの区民の権利については、3つの権利をきちっと書き込むという最低限の合意までは行ったということにいたします。

時間がもうなくなって、責務もやれよというふうに運営のメモには書いてあるのですが、恐らく、どうでしょう、ちょっとこれは5分ぐらいで始末のつくものとは思えません、ばらばらです。ですから、次回までに、もしこれを1本なり2本にまとめるんだったらこんなふうにしたらどうかというようなことを、別にそれぞれの部会で諮らなくていいですから、個人的にも持ってきていただいてやるということにいたしましょう。

それでは、大変、やはりこの区民の権利という基本条例の根本部分をきょうやりましたので、それに関して議論が多かったということでありまして、決してこれは無駄にはならない。基本条例をつくっている意味が、きょう、話し合われたんだというふうに私は思っております、すっかり時間を食ってしまいましたけれども、一応、議論はこれまでということにいたします。それで、事務局のほうから今後の……（「その他」と呼ぶ者あり）その他があって、そうですね。

事務局 その他のところで、せんだって、中間報告会の名称について、副座長に委任されまして名称が決まりましたので、根本副座長のほうから御説明いただきます。

根本委員 過日、副座長会議で、もうちょっとわかりやすいネーミングをとということを受けて検討させていただきました。「身近な政府・新宿の自治を考えるつどい」、こういうふうなことで、表題、もう一回言いますね、「身近な政府」……配っている。（「行っていないです。ないです」と呼ぶ者あり）行っていないですよ、これ向きの。

「身近な政府・新宿の自治を考えるつどい」ということで、12月15日号の広報に開催要項を載せるということで、きょう、ここで本当は了解をとってというのが一番よかったんでしょうけれども、広報の関係で、もうこれで印刷に入るということですので、御了承ください。

久保委員 文書がないので、不確かなので聞いておきたい。「自治」のところ、僕はそれでいいと思うんですが、「自治」というのは、かぎ括弧があるんですか、ないんですか。

根本委員 ないんです。もう一遍言いますと、「身近な政府・新宿の自治を考えるつどい」です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、恒例になりましたけれども、今日の報告が何か、まとめというんでしたっけ、何と

いうんでしたっけ。お願いします。

事務局 本日の区民の権利につきまして、3つの権利につきましては書き込んでいくということで、大枠ではございますが、合意ができております。表現といたしまして、「区政に関する情報を知る権利」、「公共サービスを受ける権利」、「区政に参加する権利」という形で、大枠ではございますが、今回、合意ができております。

辻山座長 それでは、事務局から。

事務局 次回なんですけど、本日の続きということで、区民の責務から議論に入りたいと思います。本日、条例の基本的考え方につきまして、三者案をお示しさせていただいておりますので、そちらのほうもお読みいただいて、もし間に合えば、地域自治、自治の基盤について、それぞれ三者で議論した、中間でも構いませんので、三者から御報告いただければというふうに思っております。

あと、次回の開催日ですが、12月22日火曜日、午後6時半から。場所は、きょうと同じ第2委員会室になっております。

事務局からは以上です。

辻山座長 よろしいでしょうか。ほかに何もございませんね。

それでは、きょうの会議はこれで終わりにいたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 7時51分